

第四十六回国会 内閣委員会議録 第四十二号

昭和三十一年六月九日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 徳安 實藏君

理事佐々木義武君(理事辻)

理事内藤 隆君(理事永山)

理事石橋 政嗣君(理事田口)

理事山内 広君

岩動 道行君 高瀬 傳君

野呂 恭一君 藤尾 正行君

保科善四郎君 松澤 雄藏君

漆 徹郎君 西ヶ久保重光君

大出 俊君 村山 喜一君

受田 新吉君 山下 榮二君

出席政府委員

総理府総務長官 野田 武夫君

総理府総務副長 古屋 亨君

総理府事務官 増子 正宏君

(恩給局長)

総理府事務官 三枝 三郎君

(特別地域連絡局長)

総理府事務官 河角 泰助君

(社会保障制度審議会事務局長)

大蔵事務官 平井 勉郎君

(主計局給与課長)

農林事務官 森 博君

(林野庁職員部長)

自治事務官 胡子 英幸君

(行政局給与課長)

専門員 加藤 重喜君

六月六日 国旗掲揚に関する陳情書(平戸市議會議長河部久次郎)(第九九二一号) 靖国神社の国家護持に関する陳情書(茅ヶ崎市議會議長小山憲治)(第九九二二号) 同(北条市議會議長久岡常一)(第九九三三号) 水戸対地射撃場の早期返還及びF一〇五D戦闘爆撃機の演習中止に関する陳情書(常陸太田市議會議長稲田貞)(第九九五五号) 現行の認、許可資格制度撤廃に関する陳情書(鹿兒島市下伊敷町三三三番地山下栄)(第九九七七号) 建国記念日制定に関する陳情書外四件(北海道道上川郡東鷹栖村字近文十二線二十五号野呂田勇治郎外四名)(第六一三三三号) 同(新潟市寄居町三百四十一番地新潟県日本国民会議事務局長河野利江)(第六一四四号) 同(香川県大川郡引田町二千九百二十六番地平野和男外十八名)(第七〇〇七号) 国旗の制定等に関する陳情書(大阪府南区上本町六丁目十一番地愛国戦線社主幹渡辺真康)(第六一五五号) 町田市における米海軍ジェット機の墜落事故等に関する陳情書(大和市上草柳千五百五十六番地厚木基地爆音防止期成同盟委員長知久重一)(第六一六六号) 水戸対地射撃場の早期返還に関する

陳情書(茨城県那珂郡大宮町議會議長佐藤覚)(第六一七七号) 同(勝田市大字馬渡九百四十番地飛田栄一郎外四十九名)(第七〇三三三号) 同(茨城県那珂郡東海村長川崎義彦外一名)(第七〇四四号) 青少年非行防止臨時措置法の早期制定に関する陳情書(沼津市内浦重寺中島鑄作外六十名)(第六二五五号) 在外資産の補償に関する陳情書(総社市議會議長秋山実二)(第七〇一七号) 同(岡山県都窪郡茶屋町議會議長吉本健次)(第七〇二二二号) 水戸対地射撃場におけるF一〇五D戦闘爆撃機の演習中止等に関する陳情書(水戸対地射撃場返還推進本部長茨城県議會議長本沢彦)(第七〇五五号) 同(勝田市大字長砂七百二十五番地清水一郎外百九十八名)(第七〇六六号) 同(勝田市長安義男外十一名)(第七〇七七号) 同(那珂湊市長薄井与兵衛外一名)(第七〇八八号) は本委員会に参考送付された。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭正当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五九号) 徳安委員長 これより会議を開きます。 総理府設置法等の一部を改正する法律案、恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案、及び国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案の三案を議題とし、質疑を継続いたします。 質疑の申し出がありませんので、これを許します。村山喜一君。 〇村山(喜)委員 恩給法上の問題につきましては、基本的な問題がございますので、それらの問題点については後ほど野田長官が見えましてからお尋ねすることにいたします。わりあいに技術的な問題からまず先に入ってみたいと思っております。

第一点は、傷病年金に新しく妻の加給制度を設けようということになっていくわけでございますが、これは御承知のように、文官の場合には、昭和二十九年四月一日以降は傷病賜金という形になっておるわけでありまして、以前は年金であったのであります。この款症者に対する取り扱いについては、軍人の場合におきましても選択制がとられることになる、こういふような形で、ある者は傷病年金として受給をすらし、ある者は傷病賜金として一時金という形ですでもらっている。そういうような状態の中において、四千八百円という妻の加給制度をこれにつけ加えるということになってまいりますと、その年金受給者と傷病賜金受給者との間における不均衡という点が出てくるのではなからうかと思われぬのであります。この選択制によります年金受給者と傷病賜金受給者との不均衡が生じないかどうかということも第一にお答えを願いたいのであります。 第二は、そういうふうに文官の場合には、二十九年四月一日以降においては、これは年金制度がなくなつて賜金制度に切りかえられたということになっておりますが、文官と武官との間においては、そういうふうなつり合いという問題はふつり合いの状態にならぬのかどうかという点でございますが、この点について、まずお答えを願つておきたいと思つております。 〇増子政府委員 款症程度の傷病に対する恩給の關係でございますが、御質問の第一点は、いわゆる軍人について一時金とそれから年金について、今回の妻加給の問題が不均衡がないかということであつたかと思つております。この款症程度の傷病に対しまして恩給が、従前は年金でございましたが、昭和二十八年の百五十五号以降、原則としてこれは一時金ということに改定されたわけでございます。この時点以後におきましては、したがいまして、文官につきましても、武官、旧軍人につきま

でも、いわゆる傷病賜金という事でまいっておるわけでございますが、旧軍人につきましては、この改正前の規定によることにいたしまして、既裁定の旧軍人の恩給との均衡を考慮いたしまして、いわゆる傷病年金制度といたしまして今日に至っておるわけでございます。賜金と年金との選択につきましては、この法律施行当時、一定の時期に限り認められたわけでございますが、これは全く本人の選択によって行なわれたものでございます。その選択の時期は、すでに今日では経過をいたしておるわけでございます。したがって、一般的にはいわゆる傷病年金という形で一般適用を受けておるわけでございますが、この傷病年金につきましては、この受給者の実情等からいまして、家族加給の支給ということが近來における非常に熱心な要望であったわけでございます。この点につきましては、私どもとしましてはいろいろと検討いたしましたわけですが、一般的にはこの款症程度の傷病につきましては、ほかの社会保障制度との関係を見ましても、一時金であるのが常態でございます。したがって、それとの均衡を考慮いたしますと、この恩給につきましても、さらに一そのの改善を加えることにつきましては、私どもとしまして非常に困難を感じたのでござい

ますが、一方この傷病年金受給者等の生活の実情その他を考慮いたしまして、今回はいわゆる妻の加給のみを認めるといふことで改正案を考えたわけでございます。この点につきましてはいろいろ問題がございます。範囲をいろいろと広げますれば、ある面では

不均衡ということが絶対にないと思し得ないのでございますが、現在のいろいろな状況を勘案いたしまして、まずこの程度で一応いいのではないかと、いうような考え方でこの妻の加給ということを考えておるわけでございます。それから第二点の文官と武官の問題でございますが、いわゆる文官につきましても、改正前の法律によりましてすでに傷病年金の裁定を受けておりまして、これに改定を受けておりました者に改定をいたしましたとき以後の取

り扱いといたしましては、すでに裁定を受けた文官の家族加給の点をいわずに、一つの既得権というふうに考えまして、新しく家族加給をつけることはございませぬけれども、すでに支給の基礎になっておいた家族加給の額は、その後も一応考慮いたしまして、新しいいわゆるベース改定等によりまして恩給の年額が増加いたしました場合に、それと従来ベースにおける恩給プラス家族加給と比較いたしまして、すでもらうておるものが新しいベースによる年金額より多額の場合には、それに据え置くというようにいたしまして、したがって、漸次ベースが改定されました場合には、過去にもらうておいた家族加給というものがそのベースの差に吸収されていくという形において、移行してまいりましたわけでございます。そういうことによりまして、いわゆる以前の既得権と、それからその後の新しいいわゆる家族加給のない制度との均衡を考慮してまいりましたことと、この旧軍人につきまして傷病年金の家

族加給を実施いたしましたことにつきまして、改正法案の附則で規定をいたしておりますが、旧文官と申しますか、その適用を受けました文官の傷病年金につきましても、今回の間の調整措置を講じております。したがって、御指摘の意味の武官と文官の不均衡ということは、一応調整をされておるといふふうに考えておるわけでございます。

○村山(喜)委員 この選択制がとられた場合に、軍人の場合には、第一款から第五款までを年金として、第一款と第二款を下士官以下の旧軍人のみに傷病賜金として支給をする、という形がとられて、文官の場合には、第一款から第五款までの場合は、これを傷病賜金として支給をする、このように賜金と年金との区別において、それぞれの種類に食い違いがあるわけでありまして、その場合において、このように改正が行なわれて、ほとんど旧軍人の場合にはこの選択制によって年金を受給するようにそれぞれ進められて、内部においてもそのように措置がされておるようです。そうして傷病賜金としておられるのは、第一款と第二款だけの該当者が傷病賜金としておられるというならば、ここにいわゆる家族加給というものを設けるということになりまして、明らかに文官と武官との間にはそういうような食い違いが起るのではないか、均衡がとれているとは言えないというように説明を聞いておられますと、均衡がとれていないと言えないというようにも、なぜ差を設けなければならぬのか、そうして同じような年金制度なら

族加給を実施いたしますことにつきまして、改正法案の附則で規定をいたしておりますが、旧文官と申しますか、その適用を受けました文官の傷病年金につきましても、今回の間の調整措置を講じております。したがって、御指摘の意味の武官と文官の不均衡ということは、一応調整をされておるといふふうに考えておるわけでございます。

族加給を実施いたしますことにつきまして、改正法案の附則で規定をいたしておりますが、旧文官と申しますか、その適用を受けました文官の傷病年金につきましても、今回の間の調整措置を講じております。したがって、御指摘の意味の武官と文官の不均衡ということは、一応調整をされておるといふふうに考えておるわけでございます。

年金制度というものでいくべきであるとするならば、年金制度に持つべきであるし、文官の場合だけ賜金制度で、一時的なものでも処理をして、旧軍人だけは年金でなければならぬ、という考え方は、行政指導のどこかあるのではないかと、この均衡の問題は、すでに文官の場合でもらうておるもの、その裁定を受けたものと、武官の場合との間には、これは均衡がとれてくるであろうと思っておりますけれども、しかしながら、新しい昭和二十九年四月一日以降は、傷病賜金としておられるけれども、旧軍人との間には、均衡が今度の措置をとることによって破れることになるのではないかと考

えられるわけですが、そうではないのですか。

○増子政府委員 私、先ほど申し上げました均衡という問題、これはどの範囲まで比較していくかというところによりまして、場合によつては見方により不均衡であるということも言えるかも知れないというところを申し上げたのでございまして、この制度自体が直ちに不均衡であるというふうに私判断して申し上げたわけではないのであります。

なお、いまの御指摘の点でございますが、恩給法のいわゆる現在の本則的な立て方としましては、款症程度の傷病に対しては、いわゆる傷病賜金として一時金という形で実は統一をされておるわけでございます。これは一般の災害補償等との均衡を考慮いたしまして、賜金という形で一応原則的な制度としておるわけでございます。た

だ、旧軍人等につきましては、この戦争という特殊な事態ももちろんあったわけでございますし、さらにその前後におきまして、いろいろな制度上の変更もございました。したがって、単純にその現在の時点のみでこれを処理することは必ずしも適當でないというように、若干の考慮をいたしまして、文官と若干の取り扱ひの差があるのでございますが、それは私どもも、むしろ実情に即した扱いではないかというふうに考えて、今日に至るわけでございます。

○村山(喜)委員 こういうような公務の傷病年金を受けなければならぬという方々については、やはりそういうような特殊性、実情というものが、私にはわからないのです。文官であろうが、武官であろうが、同じようにすべきではないかという考え方を、二十九年四月以降は傷病賜金という形の一時金になった。だから、軍人だけ特別に年金制度をとって、それに家族手当を出す、こういうような考え方はおかしいのではないかと、やはり筋を通さなければならぬものは、あくまでも筋を通してもらいたい。そうしてすでにその権利を持つていた年金受給者、その傷病賜金の一時金をもらう人との間における均衡も考えなければならぬ。これがやはり破れてまいりますと、一体固のためにどういうような形で貢献したのか、このウェイトはどちらのほうが上だったのか、そういうような問題に発展をいたしまして、その人間に対処するところの国の補償という

性格がほけてくる。そういうような点から考えますと、この点については、どうも賜金と年金との間における均衡がとられていないという点があるし、さらにまた文官と軍人との間における均衡が必ずしもそれによってとられていないし、むしろ彼らによってとられていくようなものが出てきたのではないかと、こういうように受け取るわけでございますが、その問題は、今回の恩給法の改正の中では、大きな問題ではないと思えますから、いま長官もお見えになりましたので、基本的な問題について野田長官からお答えをいただきたい点を質問申し上げてみたいと思っております。

それは、今附国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法等の一部を改正する法律案並びに地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律案が、それぞれ閣会に提案されております。提案理由を見てもまいりますと、国家公務員共済組合法の場合には、改正の趣旨をいたしまして、恩給法の改正に準じてということばがでてまいるわけでありまして、地方公務員共済組合法の場合には、恩給制度の改正措置に準じて、こういうことが出てまいります。この内容は、それぞれ総理府にあります社会保険制度審議会の百二十三総会並びに百二十四総会において了承を与えているようでありまして、ところが、それに対しては、この基本になる恩給の問題については、社会保険制度審議会においては、参考意見として聴取したにすぎないということが記録に明らかでございます。とするならば、このそれぞれ国

家公務員なり地方公務員の共済組合の施行法が今回改正される場合に、よっておるものは、基本は、恩給法の改正である。ところが、この恩給法の改正については、そういうような総理府の社会保険制度審議会の答申を踏まえたものでない。それならば、一体どういう機関の中において、この恩給制度のあり方というものが、社会保険制度全般、特に公務員の共済組合制度との関係においてどのように位置づけられ、どのように考えられなければならないかという点で、総合的な意味において調整的な機能を果たす機関がない。これは一体どこがおやりになっておるのかということをお伺いしたいのであります。というのは、政府原案をあなた方が提案される場合に、国民の民意を正しく反映させるためにどのような措置をとっておるかということでありまして、この問題について、長官からお答えを願いたいのであります。

○野田(武)政府委員 恩給法の改正の基本として、どういふ基礎に基づいてこれを提出したかということでございますが、御水知のとおり、恩給法の改正につきましては、昭和三十三年の総理府に設けられました臨時恩給等調査会の答申というものがございまして、それからその後にございます衆参両院の常任委員会の附帯決議というものが、しばしばございまして、これらの答申並びに附帯決議の意思を尊重いたしましたして、恩給法の改正の立案の基礎としてまいりました次第でございます。

○村山(喜)委員 臨時恩給等調査会の報告書と国会における内閣委員会を主とする附帯決議、これを参考にしたがら内閣で検討をして責任を持って提出された、こういうことでございませぬ。とするならば、ここで何いをしていただいたのであります。臨時恩給等調査会の報告書によりまして内容は、私も拝見をいたしました。この内容の中には、非常に正論が確かにございまして、ところが、内閣が提出をいたしました恩給法の改正案の中には、この調査会の報告書の範囲を逸脱したものがあるのではないかと、調査会の報告書を尊重するとおっしゃるが、それ以上のものをいろいろな政治的な動きによってお出しになつておるのではないかと、いふふうな考へるのであります。報告書をあなた方は尊重したとおっしゃるけれども、尊重をしておいでにならない点はないのですか。こういうふうなところは尊重していかないじゃなにかということをおと申し上げてよろしいのですけれども、長官はどの程度に尊重されたのですか。

○野田(武)政府委員 たいま御指摘のように、臨時恩給等調査会の答申を尊重いたしますと同時に、しばしば出されました衆参両院にございます附帯決議その他委員会の御意向、こういうものを十分参酌いたしまして、それを基礎といたしまして、政府は政府の意向を加えまして、今回の改正案に踏み切った次第でございます。

○村山(喜)委員 国会の附帯決議によつて調査会の報告書が修正された形で適用されている。なるほどそういう部分もあります。しかしながら、やはり調査会の中で申しておるように、恩給と援護というものが国の特殊な立場において行なわれるものである限り、恩給法なり援護法は、それぞれのワケからはずれてものを考へることは許されぬ、こういう基本的な考へ方は、長官はどのいふふうにお考へになりませぬか。

○野田(武)政府委員 いまの村山さんのお話しは、原則としてはさうあるべきだと思つておられます。

○村山(喜)委員 原則としてはさうあるべきだということは、原則に照らし合わせない行為というものもあり得る。今回出された法律案の中には、その原則から逸脱するものもあるのだ、こういうふうな解釈してよろしゅうございませぬか。

○野田(武)政府委員 いまの村山さんの御意見のように、答申の内容につきまして厳密に検討いたしますが、さういふ点もやあるかと思つて、同時に、政府もやりましたし、先ほどから申し上げましたとおり、衆参両院における常任委員会におきましての附帯決議が、たびたび行なわれております。したがって、両院における附帯決議を尊重することは、また私どもとしてはとるべき態度だ、深くさう思つておられますので、これらを勘案いたしまして、まず、政府もやりましたし、その附帯決議の趣旨も相当尊重して、これを織り込んで立案すべきだといふ考へ方のもとに、今回の改正案を提出したわけでありませぬ。

○村山(喜)委員 国会にさういふような調整的な、あるいは総合的な機能の役割りを期待しておる。それも一つの考へ方でありませぬ。国会において満場一致できめられた附帯決議といふものを尊重していくという立場は、よくわかります。しかしながら、この国会にさういふような調整的な機能と

しての役割りを期待をされるということは、同時に、そのような要望をいたします諸君に対して、国会が抑制の機能を果たさなければならぬ立場もあるわけですね。やはりそこには筋道といふものを立てなければならぬ部分がある、確かにございませぬ。さういふような立場から、国会にさういふ調整的な役割りを期待するといふことが、正しいとお考へになるのかどうか。これはやはり行政理論のあり方として考へておかなければならぬ問題でありませぬ。と申し上げますのは、総理府社会保険制度審議会の委員の人たちの意見の中にも、恩給法も含めてやはり議論をしなければならぬのではないかと、これは戦後の処理という問題等が出た場合には、まず共済組合のあり方から考へて、共済組合のあり方の問題から逆に恩給法の改正の問題に考へ方を及ぼすべきではないかと、さういふような意見もあるわけですね。現在は、もうすでにこの臨時恩給等調査会はその答申を終わりました、さういふような恩給制度に対するところの民主的な機関といふものは、現在はないと考へます。とするならば、国会にあなた方が政府原案をお出しになる前に、さういふような要望を正しい原則の上に照らし合わせて、それによって当然期待にこたえなければならぬものは期待にこたえるようにすると同時に、これは一般の戦後処理の問題において同時に考へなければならぬ問題であるといふようなものは、これを抑制をする場合には抑制をして、そしてそれを精選されたものとして、国会の意見も尊重しながらお出しになる。さういふ形をおとりになるのが、行政府としての

あり方ではないかと思うのですが、そういうような点はいかがでありますか。

○野田(武)政府委員 実には恩給制度と共済年金の問題ですが、共済年金の問題は、社会保障制度の審議会にかけ、恩給も同じように社会保障制度審議会にかけていいんじゃないかという御意見のようでございますが、基本的に恩給制度と社会保障制度とは区分して考えられたのが、恩給制度のいろいろの内容でございまして、いまの御意見も、私は一応御意見としては理解できます。しかし、従来の恩給制度は、社会保障制度の一環として考えるのではなくて、これはやはり恩給制度としての基本的な別個の問題として取り扱うべきだ、こういうことでございまして、今日までの段階におきましては、恩給問題はいまお話しした臨時恩給等調査会によってこれを審議し、年金は社会保障制度審議会にかかった、こういう経過の成り行きがございまして、したがって、御意見としてはよく理解できますが、成り立ちと申しますか、基本的な考え方というものが、そういう点に分かれておりましたので、私どももいたしましては、特に政府といたしまして考えます場合に、そういう基本的な考えに基づきまして、今日まで恩給制度に対する取り扱いをいたしてきております。今日さらに、恩給制度についても少し何か民主的な審議機関が必要ではないかということになりますれば、私どもは必要によっては何もこれを避けるものではないかと思っておりますが、現段階では、一応、さきに答申がありました臨時恩給等調査会の意向も、きわめて明瞭でございます。

た、先ほど申しました衆参両院の附帯決議等もあることとございまして、十分これらを参酌しまして、その基本的な対策につきましては、いまのところ直ちに審議会をつくってやらなくても大体明らかである、その点に立脚いたしまして、いわゆる恩給制度の取り扱いをいたしておるのでございまして、御意見はよくわかりますが、従来の経過から申しまして、今日まで政府のやりました方法は、そう誤りではないか、かつたのではないかと、こう思っております。

○村山(善)委員 私、この恩給から共済制度に発展していく過程の中で、恩給法上の意義というものを、もう一回振り返ってみる必要があるのではないかと、こう思っております。これは公務員が長年公務に従事をして、その結果老齢になり、その職を去り、またはその公務に基因をして傷病にかかり、あるいは死亡をした。その長年公務に従事をして経済的な能力を減損をいたしました者に対して、国が使用者としての立場からこれを補っていくというのが、基本的なものである。そうして、国庫納付金というものを、私ども、かつて二多程度でありましたが、納めたことがありますが、それによって、一つは国が最終的に責任を持って、それらの人たちに對する補完的な補償をする、こういう立場が行なわれているのです。もう一つの機能というのは、いわゆる国の命令なり公務に基づいて犠牲者が出た、あるいは傷ついた、それに対して国が責任者として、あるいは準責任者としての責任をとる。そうして国家補償という立場からこれを考えていくというところで、公務扶助料なり傷病恩給制度と

いうものが生まれてきた。こういうような二つの性格というもののなかから、これはやはり基本として曲げてはならない原則ではないか。この問題に戦後処理の問題をからめていくということになってまいりますところに、今日の恩給制度の乱れがあるのではないかと、こういうふうには私は考えるのであります。こういうふうな戦後処理の問題をすべて恩給制度の上にかぶせていくという政府の態度にこそ、混乱の原因が出てくるのではないかと、こう思っておりますが、そういうふうにはお考えにならないのですか。

○野田(武)政府委員 先ほどもお答えいたしましたとおり、村山君の御意見は相当尊重すべき御意見だと、私個人としては考えております。また、御指摘のとおり、戦後処理の問題を大きくこれらの恩給制度その他にかぶせていくということ、避けては置けないことだと思っております。しかし、いま私申しましたとおり、恩給制度を社会保障制度の一環として考えるのではなくて、従来の恩給制度そのものの取り扱いというものは、おのずから基本的なところに相違がございまして、やはりその従来の基本的な考え方に基づいて立案をいたしましたのでございまして、将来におきましてこれをどうすべきかということとは、きわめて重要な問題でございまして、政府といたしまして、これらにつきましましては、将来真剣に検討すべき問題であることは、私もよく理解いたしております。また、すべき問題だと思っております。

課題だと思っております。しかしながら、恩給制度そのものの中に、そういう社会保障制度的な政策のものを原則を曲げて持ち込んでいくところから、社会保障制度にも不十分な事態が出る、恩給制度自体にも混乱が出る、こういうふうなことが今日生まれてきているのではないかと、だから、全然掛け金も何も納めない人たちが、恩給によって社会保障制度の恩恵を得ようという考え方が生まれてくる。それは、庄力をかけさえすれば、そういうものが必ずとれるのだという思想が生まれてくる。そこに問題が混乱をしていく原因があるのではないかと、こう思っておりますが、これらの問題は、国家公務員共済組合制度なり、あるいは地方公務員共済組合制度という新しい制度が生まれたわけですから、その中における恩給のあり方の問題と同時に考えていかなければ、いまのように政治的に処理されたものが共済組合制度に波及をしていくという姿になってくるのは、これは逆な現象ではないか。だから、この問題について、あなた方は、調査会等を別につくって再検討をおやりになるお考えはないか。今度の説明書をお願いいたしますと、この中に審議室をつくって部内的にいろいろ論議をしてみようというふうな御意思はあるようでありますが、しかしながら、今日この段階においては、恩給制度、共済制度、あるいは社会保障制度、これらのものをやはり総合的に検討して、それぞれの位置づけをするということをやらないければ、いまのように、国会の附帯決議があったから、そのとおりいたします、これは調査会の報告書にはなかつたのですが、国会で満場一致で決定を

○野田(武)政府委員 先ほどからお答えいたしましたとおり、恩給制度と共済年金制度は、おのずから性格を異にしておるために、その内容も違つてまいっております。したがって、共済年金制度と同様に、恩給制度の内容もこれと一緒に取り扱うべきだ、また、取り扱つたらいいというお考えもあると思っております。これは先ほど申しました、性格的に相違をしておられます。しかし、異なる恩給制度、共済年金制度、社会保障制度を総合的に考える必要があるのじゃないかと、御意見でございまして、おのずかの性格は多少違つておられますが、これらにつきましましては、一連の関連性があることも事実でございまして、これらを今後どう処理していくかというところは、きわめて大きな問題だと思っております。しかし、これらに對して新たな検討を加える必要があるという御意見は、先ほどしばしば申しましたとおり、十分考慮すべきことだと思っております。したがって、直ちにいま村山さんのお話にもあります

いただいたのですから、そのとおりやります、あるいは地方団体から地方がかけられたので、そのとおりしたほうがいいと思つてやりました、こういうふうな形になってしまったら、行政に對するところの筋が通らないのではないかと、こう思っておりますが、この点、長官は再検討をする御意思はないかと、調査会等を設置する考え方はないかどうか、この際お考えを願つておきたいと思つております。

○野田(武)政府委員 先ほどからお答えいたしましたとおり、恩給制度と共済年金制度は、おのずから性格を異にしておるために、その内容も違つてまいっております。したがって、共済年金制度と同様に、恩給制度の内容もこれと一緒に取り扱うべきだ、また、取り扱つたらいいというお考えもあると思っております。これは先ほど申しました、性格的に相違をしておられます。しかし、異なる恩給制度、共済年金制度、社会保障制度を総合的に考える必要があるのじゃないかと、御意見でございまして、おのずかの性格は多少違つておられますが、これらにつきましましては、一連の関連性があることも事実でございまして、これらを今後どう処理していくかというところは、きわめて大きな問題だと思っております。しかし、これらに對して新たな検討を加える必要があるという御意見は、先ほどしばしば申しましたとおり、十分考慮すべきことだと思っております。したがって、直ちにいま村山さんのお話にもあります

○野田(武)政府委員 実には恩給制度と共済年金の問題ですが、共済年金の問題は、社会保障制度の審議会にかけ、恩給も同じように社会保障制度審議会にかけていいんじゃないかという御意見のようでございますが、基本的に恩給制度と社会保障制度とは区分して考えられたのが、恩給制度のいろいろの内容でございまして、いまの御意見も、私は一応御意見としては理解できます。しかし、従来の恩給制度は、社会保障制度の一環として考えるのではなくて、これはやはり恩給制度としての基本的な別個の問題として取り扱うべきだ、こういうことでございまして、今日までの段階におきましては、恩給問題はいまお話しした臨時恩給等調査会によってこれを審議し、年金は社会保障制度審議会にかかった、こういう経過の成り行きがございまして、したがって、御意見としてはよく理解できますが、成り立ちと申しますか、基本的な考え方というものが、そういう点に分かれておりましたので、私どももいたしましては、特に政府といたしまして考えます場合に、そういう基本的な考えに基づきまして、今日まで恩給制度に対する取り扱いをいたしてきております。今日さらに、恩給制度についても少し何か民主的な審議機関が必要ではないかということになりますれば、私どもは必要によっては何もこれを避けるものではないかと思っておりますが、現段階では、一応、さきに答申がありました臨時恩給等調査会の意向も、きわめて明瞭でございます。

た、先ほど申しました衆参両院の附帯決議等もあることとございまして、十分これらを参酌しまして、その基本的な対策につきましては、いまのところ直ちに審議会をつくってやらなくても大体明らかである、その点に立脚いたしまして、いわゆる恩給制度の取り扱いをいたしておるのでございまして、御意見はよくわかりますが、従来の経過から申しまして、今日まで政府のやりました方法は、そう誤りではないか、かつたのではないかと、こう思っております。

○野田(武)政府委員 先ほどもお答えいたしましたとおり、村山君の御意見は相当尊重すべき御意見だと、私個人としては考えております。また、御指摘のとおり、戦後処理の問題を大きくこれらの恩給制度その他にかぶせていくということ、避けては置けないことだと思っております。しかし、いま私申しましたとおり、恩給制度を社会保障制度の一環として考えるのではなくて、従来の恩給制度そのものの取り扱いというものは、おのずから基本的なところに相違がございまして、やはりその従来の基本的な考え方に基づいて立案をいたしましたのでございまして、将来におきましてこれをどうすべきかということとは、きわめて重要な問題でございまして、政府といたしまして、これらにつきましましては、将来真剣に検討すべき問題であることは、私もよく理解いたしております。また、すべき問題だと思っております。

○野田(武)政府委員 先ほどからお答えいたしましたとおり、恩給制度と共済年金制度は、おのずから性格を異にしておるために、その内容も違つてまいっております。したがって、共済年金制度と同様に、恩給制度の内容もこれと一緒に取り扱うべきだ、また、取り扱つたらいいというお考えもあると思っております。これは先ほど申しました、性格的に相違をしておられます。しかし、異なる恩給制度、共済年金制度、社会保障制度を総合的に考える必要があるのじゃないかと、御意見でございまして、おのずかの性格は多少違つておられますが、これらにつきましましては、一連の関連性があることも事実でございまして、これらを今後どう処理していくかというところは、きわめて大きな問題だと思っております。しかし、これらに對して新たな検討を加える必要があるという御意見は、先ほどしばしば申しましたとおり、十分考慮すべきことだと思っております。したがって、直ちにいま村山さんのお話にもあります

○野田(武)政府委員 先ほどからお答えいたしましたとおり、恩給制度と共済年金制度は、おのずから性格を異にしておるために、その内容も違つてまいっております。したがって、共済年金制度と同様に、恩給制度の内容もこれと一緒に取り扱うべきだ、また、取り扱つたらいいというお考えもあると思っております。これは先ほど申しました、性格的に相違をしておられます。しかし、異なる恩給制度、共済年金制度、社会保障制度を総合的に考える必要があるのじゃないかと、御意見でございまして、おのずかの性格は多少違つておられますが、これらにつきましましては、一連の関連性があることも事実でございまして、これらを今後どう処理していくかというところは、きわめて大きな問題だと思っております。しかし、これらに對して新たな検討を加える必要があるという御意見は、先ほどしばしば申しましたとおり、十分考慮すべきことだと思っております。したがって、直ちにいま村山さんのお話にもあります

おり、本年の早々から恩給局の中に審議室をつくりまして、恩給は恩給としてあり方、今後恩給制度をどう持つていくかという事は、検討する機関を本年度から設けました。そして公務員の年金制度につきましては、今日、総理府に公務員年金制度連絡協議会を設けておりまして、これは各省がこれに参加していただいております。この公務員年金制度の問題について、いまお示しのような点につきましては、検討を加えるというので、決して行政府といたしましては、答申のまま、あるいは衆参両院における決議のまゝのみをして、何らの判断も批判も加えずに行政を進めているという態度ではございません。しかしながら、一方また、行政府といたしましては、やはり国の最高機関である衆議院、参議院の決議がございまして、これは十分尊重すべきが私は行政府の正しい態度じゃないかと思っております。しかし、必ずしもこれに盲従するというのではございませんで、できるだけこれを参酌して尊重すべき態度は、私は当然だと思っております。いま申しましたとおり、恩給局の中に審議室をつくらせて、今後恩給局の中に審議室をつくらせて、公務員年金制度連絡協議会におきまして、これらの御指摘の問題等は当然入ってくると思っておりますが、これらも調査、検討しようというだけの行政府としての心がけは持っております。今後これらに対する一貫した調査を直ちに設けることが必要かどうかということはおのずから恩給局の審議室、また公務員年金制度連絡協議会、こういうものの検討の結果、これは必要であるということになりますれば、また政府

といたしまして、十分これらの調査会設置についても考慮せねばならぬかと存じております。

○村山(喜)委員 総理府の恩給局に審議室を設けられまして、これはお茶を濁す程度であります。調査費まで含めて百万円程度の金、そのねらいはベースアップの調査の問題、終戦後の抑留期間の加算の問題、連参戦後の満州についての加算問題、そういうような限られた問題について審議をする程度のものであります。これはそういうような一つの圧力団体からの要請をここですりかえるために、審議室というよりな課の程度にあたるような、行政内部の仕事としてお出しになったにすぎない。なお、公務員年金制度連絡協議会があるということであり、これが大蔵省なり、総理府の恩給局なり、厚生省、人事院が加わった連絡協議会であって、これ自体も、政府内部における一つの連絡協議をする機関にすぎない。この公務員の給与制度、恩給制度、共済制度、年金制度等の問題についての基本的な、原則的な問題を論議していく機関とは、私には見受けられない。そういうような立場から言うならば、さきに昭和三十三年に臨時恩給等調査会が発足した、そしてつづいて報告書を出された。この出されたあとにおいて、六、七年を経過するこの段階にありまして、あなた方の提案をされる恩給法の改正案なり、遺族援護法等の改正の内容を見てまいりますと、力の強い、あるいは圧力団体の強い部分は救済がされるけれども、力の弱い部分は忘れられて、こういう傾向が見られるのであります。この点については、私は後ほ

ど質問を逐次申し上げてまいります。その場合において、これは法の恩恵はひとしく国民に与えられなければならぬという立場から考えまして、筋を通していく理論的な体系的なものをつくっていくためには、単なるそういう行政機関内部に置かれるような審議室であるとか、連絡協議会というよりも、解決できない。やはり根本的にこの問題に取り組んでいくんだという池田内閣の政治の姿勢というものが、国民の前に出されなければならぬと思うのですが、長官は、意見は十分尊重すべき意見として聞いておきますという程度で、この場を過ぎるおつもりなんですか。それともこの問題については、村山委員の発言は自分の胸にもそういうような点が考えられるので、もっと前向きな姿勢で受け入れたい検討を加えてみたいというところがございますか。その点を最後にお願いします。

○野田(武)政府委員 私は、その場の答弁はいたしておるつもりはございません。先ほどお話しがありました社会保障制度や共済年金制度、恩給制度、こういうものは、村山さんのおっしゃるとおり、たゞいまはおの基本的な限界を持って行政が進められておりますが、大きな政治的あるいは行政といたしまして、当然一連の関連性を持つておることも、率直に認めます。今日まで多少問題になったのは、この性格上の問題でございます。これが今日の恩給制度というものが、別個に取り扱われているものでございまして、恩給局に置き

ました審議室、また公務員の年金制度の連絡協議会というものは、私は、村山さんのおっしゃるとおり、これに大きな期待を持っておるものではございませぬ。しかし、これらの機関の中で、いろいろのものを解決する場合に、当然意見が出てくるということには、期待ができません。また、そういうべきだと思っております。公務員の年金問題の論議をいたしますにおきましても、あるいは恩給の問題を取り扱うにいたしても、当然これらのものは関連していろいろ意見が出てくると思っております。その意味におきまして、恩給局の審議室も本年度から発足いたしました。また、公務員年金制度連絡協議会も昨年末に発足したのでございまして、私どもは、事務的にいたしまして、行政全体から考えましても、これらの論議は十分尽くしてまいりたい。しかし、村山さんのお話のとおり、これらの機関があるから、これでもう問題は解決するのだということとは、私自身がそこまで大きな期待は持っておりませんが、これら処理するにおきましての参考としては、相当な資料が出てくるんじゃないか。そこで、突き詰めて申し上げますと、これらの意見が出たり、あるいはいろいろ資料が出て、そして結局は今後全体として、これらの各制度について政府がどうこれを措置していくか一番妥当であるかというところになりますと、私はいま村山さんの御提案のようなものも当然一つの案として出てくるんじゃないか、また出てきてもらいたいと思うのです。実はそこまで、そういう事務機関にいたしても、みな真剣な態度で論議してもらいたい、また

一つの考え方をまとめてもらいたい、こう希望いたしました。そこでこの問題が、いまお示しのいろいろな恩給問題、年金問題その他が、いまのまま万全である、もうこのまま進めばけっこうです、こういうような考え方は、私は全然持っておりません。いま直ちに私ここで、調査会をつくりまして、審議会制度を設けますということか、審議会制度を設けますが、これらの機関における結論、また村山さんはじめこれらに対して非常な見識や知識を持つておる方々のいろいろの御意見、こういうものを拝聴しまして、これらのものを処理しなくちゃならぬという段階が、当然出てくるのじゃないか、私も冷静に考えますと、そういう過程に入っていくと思っております。したがって、この段階では、はつきりとしてやはり私も政府を代表してお答えするのでございますから、ただ自分の個人の考え方、また一総理府だけの考え方ではお答えできないので、実は先ほどからもお答えいたしましたとおり、私は先ほど申しましたとおり、非常に尊重すべき御意見であるし、また私自身として非常に理解のできる御意見である、こう考えておりますから、その点はひとつ私どもの、ことに私の答へにつきまして、十分そしやくしていただいで、御理解を願いたい、こう存する次第でございます。

○村山(喜)委員 野田長官の熱意ある答弁には私も敬服いたしますが、ひとつ前向きな形で善処方を要望申し上げておきたいと思っております。

そこで、百二十三総会やら百二十四総会が社会保障制度審議会で開かれて、いろいろな委員の方々から意見が述べられているようでありまして、これが外部に公開されていない議事録内容でございますので、その詳しい議論のところまで私もつぶさにわからないわけでありまして、国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法等の一部改正が論議されましたときに、百二十三総会においてはこれが保留になった。百二十四総会において初めて了承を与えた。これはその中において、非常に活発な議論が行なわれ、恩給法を含めてこの社会保障制度審議会が論議すべきじゃないか、また共済組合のあり方から考えて、そちらのほうの考え方、立場に立って恩給全体をながめていくべきじゃないか、こういうような意見等もあつたやに聞くのであります。また、われわれは、そういうやり方恩給法の改正が行なわれたのを引き受けて、愛動的な立場でこれを論議していくというところは、全体的な構想の上から立つた場合におかしいじゃないか、こういうような議論もされたやに承るのであります。この総理府にありまます社会保障制度審議会の議論の模様は、どういふような内容であつたか。なせ百二十三総会においては態度を保留して、百二十四総会において初めて原案について了承を与えたか。この問題については、大蔵委員会でト部君が取り上げて論議されているようでございますが、この際、その実情のほどを伺つておきたいと思ひます。

○平井(通)政府委員 ただいま御指摘の社会保障制度審議会総会の御論議は、非常に長時間にわたりましたので、すべてについていさゝきを尽くして御答弁申し上げる用意はございませんが、ただ、その總會でござらないで次の總會に持ち越した問題点と申しますのは、当時恩給法関連で改正を予定いたしておりました満州国協和会並びに上海共同租界工部局、これらについての性格その他がきわめてあいまいであるという御指摘がありまして、その根拠になる法令その他について、さらにもう少し明確なものを持つてくる必要があるんじゃないか。それから実情等についてさらに検討して、できる限り御要望もございまして、その上で御判断をされるということであつたものでございまして、一応保留された点等につきまして資料等をつくつて、次の總會に提出をしたわけでございます。

○村山(喜)委員 それでは第二の質問に移ります。それは、今回、外国の特殊機関であります旧満州開拓青年義勇隊訓練機関並びに旧満州協和会、旧上海共同租界工部局、この性格については、百二十三総会においても、明確ではないじゃないか、これは国家機関と認めるのか、あるいは法令上の根拠は何かというようなことが論議をされて、百二十四総会において初めて了承をされた、こういう経過をたどつたことが、また大蔵省の平井給与課長からお話ございました。そこで私も、この問題について、性格的に、いままで出されてまいりましたものに対して明らかに新しい要素がここに出てまいりましたので、その特殊機関というものは、一体国家機関の上においてどのような役割

りを果たしてきたのか、当時の規模なり、任務なり、あるいは法令上の根拠というものについて、この際承つておきたいと思ひます。というのは、満州開拓青年義勇隊訓練機関は、これはわれわれも、満州において開拓青年義勇隊の諸君がああいうふうに非常に悲惨な状況に突入をいたしましたので、よくわかりました。ところが、旧満州協和会というものは大政翼賛会じゃないか、こういうお話も伺ひ、あるいは旧上海共同租界工部局というのは、これは特務機関、いわゆるスパイその他の業務をやるためにつくられたところの一つの組織、団体であつたのではないかと、このように伺つていたのであります。これが、これは一体どういふ性格のものなのか、これをまず説明を願つておきたいと思ひます。

○増子政府委員 ただいま御指摘の機関につきまして、簡単に御説明申し上げますが、まず第一に満州協和会でございます。この満州協和会は、満州国のいわゆる特殊事情に基づきまして、国家統治機構として組織されたものでございまして、私ども承知しておるわけでございます。したがつて、この協和会という機関は、課税あるいは警察取り締まり等の官署に準ずるものとしております。國務院訓令——これは満州国のものでございますが、國務院訓令百一十号というふうなものも、私どもその意味で理解をしたわけでございます。したがつて、一般に大政翼賛会のようなものではないかという御指摘、これはごもっともと思ひます。でございますが、私どもがいろいろ資料によつて調べましたところでは、大政翼賛会というふうなものは、いわば一種の民間活動機関といふんです。政府の直接の行政事務というものはタツチしてはなかつたというふうに考へておるわけでございます。その点で協和会の業務なり性格の中には、そういう大政翼賛会的な要素も全然なかつたというふうには否定はできないと思ひますけれども、その本体的な部分におきましては、満州国におきましては、いわば政府と一体的な關係におきまして行政に準ずる措置を行なつたというふうに理解されるのでございまして、経費等におきましては、政府の予算に計上されて全額国庫支弁であつたこと、それから人事は、政府協和会人事交流要綱というふうなものが定められまして行なわれ、いわゆる交流人事が常に行なわれておつたということ、それから満州国の勅令九十五号等におきまして文官令というものが公布されておりますが、それにつきましても、文官と同様な特別の措置が講ぜられていたというふうな事実が認められるのでございまして、その意味におきまして、私どもも見たところにおきましては、この旧満州協和会というものは、満州国の統治機構の一つとしてまさにいわゆる外国政府に準じたものと認めて差しつかえないのではないかと、いふふうに考へた次第でございます。

○増子政府委員 ますます、満州国の協和会の機構でございますが、これは非常に膨大な機構として全国的に組織されたものでございまして、中央機構及び省・県・市本部というふうな各地方段階にまで設けられました。たゞ大きな組織であつたというふうな考へて申し上げる。その機構の細部につきましては、これからは、ここで省略させていただきます。それから、共同租界の工部局でございますが、この内部組織につきましても、いわゆる政府の各省に相当するような部がそれぞれ設けられておつたわけでございます。たとえば法務

部、教育部、衛生部、物資統制部、土木部、収税部、財務部、消防部、警察部、まあこのような組織によりまして、それぞれ共同租界内の行政事務を担当していったというふうに考えられるわけでございます。この職員は、協和会の場合も同様でございますが、いずれも日系職員のほか、それぞれ外国系といえますが、満州協和会の場合には、満州人等がその職員として配置されておったわけでございます。私どもがここで問題にしておりますのは、いわゆる日系職員でございます。上海共同租界について申し上げますと、昭和十八年当時の資料でございますが、四百名程度の日系職員が存在したということが一四百二十五名という職員数が出ておるわけでございます。

○村山(喜)委員 四百二十五名は、満州協和会のはりですか。

○増子政府委員 上海共同租界でございます。

○村山(喜)委員 満州協和会のはりは、いかがですか。

○増子政府委員 協和会のはり、日系職員の総数が、これは厳密な数字までは承知いたしておりませんが、三千六百名という数字を持つておるわけでございます。

○村山(喜)委員 まあ旧満州協和会なりあるいは旧上海共同租界工部局の性格、構成、任務ということ、これはわかりました。この旧満州開拓青年義勇隊訓練機関は、これは日本国あるいは満州国の政府職員ではないわけですね。とするならば、この性格づけはどのようなになりますか。

○増子政府委員 御指摘のように、この満州開拓青年義勇隊は、若干協和会

あるいは上海共同租界工部局とは違っておるかと思存します。すなわち、この設置された動機といいますが、その形式等におきましては、日本政府における閣議決定が、もともとその最初のものでございます。すなわち、昭和十四年十二月二十二日の閣議決定、満州開拓政策基本要綱というものがございまして、それによって満州開拓民の訓練を行なうということで出発したものでございます。なお、満州国側におきましては、康徳七年三月二十九日、勅令第四百四十七号によって設置されるという経過をもちましたものでございまして、その意味では、日滿兩國政府の合同という形で設けられたものでございまして、公的機関と考えて十分差しつかえないのではないかと、いふに思っております。職員の任命等につきましても、日滿兩國政府によって行なわれ、俸給等につきましても、兩國が分担するということになっており、また人事の交流等につきましても、先ほど申し上げました協和会と同様の状態にあつたわけでございます。

○村山(喜)委員 この該当人員は幾らですか。

○増子政府委員 日系職員の概数でございますが、約二千人でございます。

○村山(喜)委員 そこで、こういうような外国の特殊機関が、それぞれ今回恩給法の対象として政令で指定されるわけですが、いわゆるこれらの職員は、いずれも日本政府に対して国庫納付金は納めておりませんか。

○増子政府委員 向こうに就職してからは、納めておりません。

○村山(喜)委員 そこで、これらの今日予想される該当者というものが当然捕捉されなければならないと思うのであります。日本の公務員であつた者が向こうに渡りまして、これらの機関の職員になり、あるいは引き揚げてまいりまして再び公務員になる、あるいは向こうのほうでこれらの職員になり、引き揚げて帰つてきてから日本の公務員になる、あるいはもう一つのケースとしては、日本の公務員であつた者が向こうに渡りまして、これらの機関の職員になる、そして終戦後引き揚げて退職をする、こういうふうないろいろなケースが考えられるわけでありまして、この恩給法上の該当者と思はれる者のそれぞれの数、並びにこれは国家公務員共済組合法の適用対象にもなるわけでありまして、これらについては大蔵省の平井給与課長、それから地方公務員共済組合法の対象にもなるのでありますから、これは自治省、それぞれの該当者が何名の予定だということをお答え願いたい。

○増子政府委員 この改正法が施行されました場合に適用されるであろうという数字は、厳密な意味におきましては、実際請求書等が出てまいりませんとわからないわけでございます。一応見込みましたところでは、協和会職員関係では五十六人、開拓青年義勇隊訓練機関の職員としましては四十名程度、上海共同租界工部局職員としましては、これは一、二名ということでございますが、一応二名程度というふうに推算いたしております。したがって、今回の改正法の見込みとしましては、九十八人ということでございます。

す。これは言うまでもなく恩給公務員であつた者が向こうに参つたという場合でございます。すなわち、すでに恩給年限に達してやめた者は、今回の改正法でも適用ございませんので、恩給年限に達せずして向こうへ行った者ということでございます。

○平井(進)政府委員 共済関係の適用者数でございますが、旧満州開拓青年義勇隊訓練機関の關係におきましては約二百五十名、旧満州協和会關係におきましては約七十名と見積もられております。なお、旧上海共同租界工部局につきましては、おそろくほとんどないであろうと言われておりますが、現在のところは、確定的にないというところまで断定いたすことはできないわけでありまして。

○胡子説明員 地方公務員共済組合法の組合員である該当者についての数を、旧満州開拓青年義勇隊訓練機関關係の職員としましては約五百四十名、それから旧満州協和会關係といたしましては約百三十名、それから旧上海共同租界工部局、この点につきましては該当者はないのではなからうかというところでありまして、合計いたしますと、特殊機関関係で六百七十名というものが、私どもの現在までに判明した数でございます。

○村山(喜)委員 そこでこれらの該当予想人員というものが、大まかでありまして、性格づけの問題から派生いたします。旧満州協和会關係の問題について触れてみたいと思つておりますが、さきに外国政府關係機関が恩給に通算されるようになりまして、それから三公社

な、いわゆる外地鉄道、満鉄、華北、華中鉄道等の三公社に準ずべきものが恩給法上の対象になり、共済の対象になつて、それぞれ繰り入れられてまいつたわけでありまして。ところが、今回ここに外国特殊機関の職員が繰り入れられるということになってまいりました。われわれの手に、これは同じような満州国の公社と言いますか、たとえば満州農産公社、あるいはそのほかに興農合作社、財団法人満州農産検査所、あるいは満州拓殖公社、こういうような性格は特殊会社なりあるいは特殊法人としてこの性格をもちながら、行政的に、あるいは政策的にも、これらは政府と不離一体の立場にあつたと思つて、これらの機関といふものは、一体あなた方はどういふうな解釈をお持ちになつておられるのかという点であります。というのは、たとえは旧満州開拓青年義勇隊訓練機関といふものは、日本国政府職員でもなければ、満州国政府職員でもない。これは併給等は兩國分担で支弁をしておる機関だから、公的な機関だ。公的な機関だといふ筋をたどつていくならば、やはり同じように特殊会社なり特殊法人といふものが、その対象に考えられるべきではないか、つり合ひがとれないという問題が出てくる。それからなお旧外地にありまして、市町村等の類似団体等に勤務しておりました職員の恩給の問題も、これは国家機関としての行政事務ではないけれども、公共的なそういう行政事務に携わつておるとも解釈ができるものならば、一体この限界線といふものをどこで引くのかというところになってまいります。ますます境界の線の引き方がわからなく

なつてくる。だから、一体どういうとらえ方をしておるか。たとえは特殊会社であります満州農産公社法を調べてみますと、康徳八年七月十四日に勅令の百七十四号で同じく出ている。いままでも、この三つの機関のうちの二つは勅令によって設けられたというところになつておる。その設置の目的を第一條なり第二條を調べてまいりますと、これは一体何のために設けたのかというところを振り返つて考えてみますと、これらの条項の中にもあらわれておりますが、日本国のために強制徴収機関としてこの満州農産公社というものは存在しておつた、こういう歴史的な過程があるわけですね。内容はさうです。というのは、配給機構その他すべて食糧機構、これらの食糧の収集等に当たつておつた。これは軍に協力をし、日本の政策に協力するために勅令によつてつくりだされた団体である。そして公社である。こういうようなものが、一体ここに設けられたところの旧満州国協和会と性格的にどう違ふのか。私は、同じような性格のものではないかと思つておる。さういふようなものはあつておらない。そして大政翼賛会的な性格を具備いたしました旧満州協和会が、まず特殊機関としてあがつてくる。あるいは旧上海共同租界工部局、さういふようなものがあがつてくる。一体これはどこまで統いていつたら、すべての該当事者が救済できるような体制になるのか、どこで線を引けばいいのかという点を考えながら、いろいろ問題をこつて見てまいりますと、どうも線の引き方がない。とするならば、これらの機関が指定をされた時点には、また同じように農産公社等がこの次に恩給法

の対象になつてくるだろう、こういう期待感をそれらの該当事の人たちには持たせるということでありませう。だから、さういふような人たちに期待を持たせるように解釈がとれるというふうな考へておいてなるのかどうか。さういふようなところの境界線はどこで引かれるものか。これは先ほど私が第一の問題点の中におきまして、恩給法の意義なりあるいは適用の境界線について、総務長官の見解を問ひましたものに關係が出てくるわけでありませう。さういふようなところから、さういふ見解をお持ちになつておられるのかということ、まず恩給局にお尋ねをいたしておきたいと思つておられます。○増子政府委員 御質問に關連してお述べになつた一般的な問題、すなわち、今後公務員にあらすし公務員期間に通算される職員の範囲、あるいはその境界等についてのお考え方が出たわけでございますが、私もともいたしまして、実は根本的には村山委員と同じような考え方を持っておるわけでございます。すなわち、先ほどお述べになりましたように、恩給法の特質あるいはその性格というものをから考えますと、恩給公務員でない者の在職期間を恩給の基礎に入れるというところは、全く例外的、変則的な措置でございます。政府といたしましては、従来からこの点につきましては、むしろ厳格な考え方をとつておつたわけでございます。ただ、最初に外国政府の職員期間が通算されたことにつきましては、すでに御承知のように、終戦までの恩給法の中に外国職員期間の通算という制度があつたわけござい

ます。それが敗戦によりまして、その条項の適用ということが、全く關係者の意に反して不可能になつたという状態がございませう。その救済といひますか、そのあと始末という意味もありまして、満州国を中心とする外国政府の職員期間通算という問題が起つてまいつたわけでございます。次に、三公社に相當する機関でございますが、これは内地における三公社が恩給法の適用下にあつたという事実、それと全く同様の形あるいは仕事の内容等において、外国においてこの特殊法人が設けられ、運用されておつたという、その均衡という点から追加になつたわけでございます。今回の改正案の対象として想定されておりますものにつきましても、やはりさういふ考え方の流れの一つとして出てまいつたわけでございますが、これを、それでは一体どこまで広げるかということにつきましても、私もともいたしまして、実は非常に困難な問題だといふふうに考へておるわけでございます。すなわち、ただいまも満州国におけるいろいろな機関について御指摘になつたわけございませうが、実は私もともいたしまして、さういふものをあらゆる分野にわたつて全部収集し、それを検討するといふような事実上の手段がございませんでしたので、いろいろ關係方面からの要望等が出てまいります場合に、そのつどその一つ一つについて検討するということをしていまして、その職員期間を恩給公務員に通算すべきやいなやということにつきましては、相当慎重に検討いたしました次第でございます。御指摘の興農合作社その他殖産公社、いろいろ承つたわけございませうが、実

は率直に申し上げますと、私もともこの關係のいろいろな情報が入つてまいりましたのは、ごく最近のことには屬するわけでございます。しかもいま御指摘の中では、また新しいものが入つておるといふような關係がございまして、はたしてこの種のものが入つてこれだつたのか、あるいはこのほかにまだあるのかないのかというようにございませう。つきましては、私もとも申し上げ後調査をしなければ、何とも申し上げかねるというふうな状況でございます。満州国だけではないとして、あるいは蒙疆等につきましても、さういふものを一々さがしてまいらなければならぬといふようなこともあるわけでございます。さういふことございませうが、現在のところ、ただいまおあげになりました個々の機関につきましても、私もとも協和会その他について申し上げました程度の調査資料がございませんで、どのような性格の機関であつたか、あるいはその人事交流などについてはどのようであり、実情等につきましてもどのようであつたかということにつきましても、まだ私もともいろいろ調査をしなければ、いかんとも判断ができませんといふような状況でございます。

ただ、この際つけ加えて申し上げなければなりませんことは、いわゆる戦時の国家的なあるいは経済統制的な事務を実施いたしました場合に、例にあげられました外国の場合と同時に、日本の国内におきましても、各種の統制機関が設置されたわけでございます。それらのものにつきましても、現在では、御承知のように、大部分はいわゆる恩給公務員としての扱いはいたしてないものでございませう。したがって、国内におけるこれらの機関との均衡というところも、私もともしては考えなければならぬのではないかと。先ほどの例の中に、大政翼賛会の問題がございまして、大政翼賛会の職員期間につきましても、現在まで恩給公務員として通算するという措置はしてないものでございませう。それから、外地等におきましては、北支振興開發公社でありますとか、中支振興開發公社でありますとか、中支振興開發公社でありますとか、中支振興開發公社でありますとか、さういふいろいろな特殊会社もあるわけでございますが、これらのものにつきましても、今日まで職員期間の通算というところを考へてはまいつていないのでございませう。さういふこと、その出でまいります一つ一つの実態につきましても、いろいろと勘案しなければ、早急な結論は出し得ないといふふうに考へておるのでございませう。

それから御指摘の外地における市町村あるいはそれに相當する地方公共団体の職員期間の問題もあつたが、この点につきましても、実は内地にも市町村という問題がございませうが、この市町村の職員期間は、恩給法が始まつて以來数十年になるわけでございますが、市町村吏員の期間を恩給公務員に通算するという措置はとつてまいつていないのでございませう。そればかりでなく、同じ役所にとつておられます職員のうちでも、いわゆる雇ひ、雇員といわれるものは、全く機会を並べておられます。恩給制度のちから外に置かれておつたという制度もあるわけございませう。さういふ意味におきまして、恩給法の性格なり、従来守つてまいりました範囲というのから見ますと、御指摘のような問題は、確かに非常にむずか

しい性格のものでございます。それらの点におきまして、御指摘のように、私どもとしましては、できるだけ筋を通した形で処理をしたいということをお願いしておるわけでございますが、いままで出てまいりました問題は、いろいろこれを推進するにあたって事情が相当ございまして、個々の問題として取り上げてまいりました。今後、将来の問題はどうかと言いますと、私も原則としては、この通算期間はそう範圍を拡張すべきではないというふうには考えておるわけでございます。

○村山(喜)委員 非常にむずかしい問題があるわけですね。私は、満州国の特殊会社として法令で設けられたものがある程度あるのかというのを調べてみましたら、これは会社として設置されたものが二十五ある。公社法によりまされたものが二つほど法令の上では見つけられませんが、そのほかに、特殊法人であるものがございます。これらの内容からすべて含めていくという形が生まれてまいりますと、恩給法によって戦後処理の救済をやる、こういう思想がだんだんいまの恩給法の上にあられてきつ々ある。これは国会の決議においてもしかり。そういうふうな形で恩給制度というものが、社会保障制度的なもの、社会政策的なものに転換しつつあるわけですね。この段階の中において、ここで三つの特殊機関を認定するということになりまして、その次に当然考えなければならぬのは、満州農産公社法による公社法であるとか、あるいは開拓公社あるいは合作社、検査所、こういうふうなものも考えられて、もうすでに農林省においては準備されておるやに聞いたのであり

ますが、農林省の所属になります統計事務所あるいは食糧事務所等の職員等が、これらの機関で働いた人たちは、該当者が相当数ある。そして自分たちのところは取り残されて、冷遇されて、まあ政府職員でないものさへも、今度の措置において救済されようとしておる。三公社関係の職員の場合も、これは通算をされる。われわれの場合も、一体どうしてくれるんだという声が出てきておる。そういうふうなことにたえて、私も大蔵委員会の速記録を見てみると、農林省のほうからの請求が大蔵省にはありません。そういうのが出たら、当然検討しなくてはなりません。という田中大蔵大臣の答弁が載っております。ということになれば、いままですういような農業団体の恩給法上の適用を受けるのではないかと期待できるような、そういう公社等について、農林省自体の取り組み方が非常におくれているところではないかという印象を国民に与えるわけですね。ということは、一体どういような考え方をとって、これは後ほど農林省のほうには非常勤職員の問題で私は尋ねてまいりたいと思っておりますが、一体それらの恩給法上の不遇な状態に置かれておるものを、どういふふうにする考え方を、この際お聞かせ願っておきたいと思っております。

○森説明員 先ほど来農産公社等という御質問でございましたので、そういうことでもございます。農林省の官房のほうからお答えをしなければならぬと思っておりますが、農林省のうちの林野庁の関係でございます。私、お答えできるわけでございます。これにつきましては、先週の大蔵

委員会でも御質問がございまして、これは満州林産公社の関係でございますが、われわれといたしましては、これは一般的に申しまして、農林省内と申しますか、林野庁内の職員が、恩給法上も有利な取り扱いを受けるというところは、一般の問題として当然願望いたしておるわけでございます。ただ、今回の私の所管であります。たまたま、林産公社の問題でございますが、先週私、武藤先生から御質問がございまして、帰りました。いろいろ関係のほうにも問い合わせしてみましたところ、いろいろお問い合わせ等があったところでございまして、そのお問い合わせがあったので、資料収集等は関係のほうでやっていたら、これを本格的に取り上げるといって、段階になっておりましたので、ございまして、昨日、私も、この林産公社を恩給に通算するようということに、数人の方から陳情を受けたという次第でございまして、うかつと言われれば、そういうしりも免れないと思っておりますが、そういうふうな段階でございまして、われわれとしましては、先ほど申しましたような考え方を十分調査いたしました。それぞれ恩給局等にもお考えがあると思っております。われわれの立場をまとめまして、そういうふうにお話し合いたいと思っております。

○村山(喜)委員 林野庁の方です。それから、満州林産公社の問題だけしかお答えできないわけでしょうか、そのほかには満州農産公社法による職員、あるいは農地開拓公社法による職員、あるいは

は満州拓殖公社法による職員、これは開拓民のあつせん、管理、指導、そういうふうなものをやっておるわけですね。そういうふうなものをやっておるわけですね。性的に田満州開拓青年義勇隊訓練機関と同じです。そういうふうなもの、声がないから取り残される、声のあるものだけが出てくる、こういうふうな形の中で、次から次へ、おれも恩給法上の対象として救済をしてくれ、おれも共済組合の対象として救済をしてくれ、おれもという形が出てくる。そういうふうに出た場合に、今度はあるところまで限界線を引きます。公社以上は認めようじゃないか、会社と名前がつくとところは認めません、こういうふうな線の引き方もあるだろうと思っておりますが、そういう場合に、一体外地から引き揚げてきた人たちに對する処遇の問題、これが当然均衡の原則として出てこなければならぬ。しかも、一般に留邦人の場合には、その私有財産が国家政策のために犠牲に供せられて、請求権を放棄する。満州、台湾とか朝鮮、こういうふうなところにおつた人たちは、財産請求権放棄の処置によって自分の財産を国家の賠償目的に振り当てられてしまつておる、こういうふうな現象が出ておる。そういう満州あたりからただ一つ帰ってきた、公務員にならなかつた、なろうと思つてもなれなかつた、恩給法上の特典はない、共済組合の特典もない、こういうふうな形の中で、ある者はそういうふうなところにとめておつたがゆえに、あるいは帰ってきてから公務員になつたがゆえに、対象として救済を受ける。これは国の政策の犠牲として出てまいつた人たちの一部が救済を受け

る、大部分は救済を受けない、こういう形になってまいりましたら、一体どこで限界線を引きたいのか。やはり基本的な問題をここで論議しなければならぬ段階じゃないかと私は思つておる。そういうふうなものに對しまして、先ほどは非常に熱意のある答弁でございましたが、いかがでございますか。もうこれ以上は拡大をしないのだと幾ら恩給局長が言はれても、同じようなものが次から次に出てきたら、適用しないわけにいかぬでしょう。これは政治問題になります。そうして適用しないということに国会で附帯決議を上げる。そうすると、次の国会にはまたそれを出してこられる。こういうふうなふうにして、声の上がるものから逐次ということでは、政治的な勢力に参加をしていられるものから、圧力団体から先に優遇をされていくということになるわけですね。一体これはどこでその限界線をきめますか、お答えを願いたい。

○野田(武)政府委員 先ほど恩給局長から詳しく御説明いたしましたとおりであります。いまおあげになりました公社の職員その他と同時に、今回恩給制度の適用をされる外地の諸機関の職員、これは先ほど恩給局長も申しましたとおり、いわゆる正式の公務員ではありませんが、まあ公務員外の公務員に從事をした。それで、したがって、人事の交流も国家、地方公務員並みに行なわれた、並びにその俸給を支給するのを国家がこれを認めておつたわけでございます。こういう内容的に相当明確なものがございまして、しかし、いまおあげになりました各種の機関につきましては、

たとえ人々の交流が政府の意思に基づいて行なわれたかどうか、つまり政府がこれを任命したかどうかというような問題もございまして、その他の点につきましても、基本的にまだ恩給制度を適用する基準としてきわめて不明確である、こういうことではございまして、た

だ、何か国会で附帯決議をしたらすぐやられるのじゃないかとおっしゃいます、私は、国会も恩給制度の基準を無視して、ただ陳情を受けたから附帯決議をするという様な軽率なことにはな

さらぬと思っております。そこにやはり明確な基準がある、その基準に適合しておるじゃないか、これを見のしをい

ただきますならば、これは基準に照らしまして、当然恩給制度の適用者として扱

うべき者は扱わなくちゃならぬ。たまたま敗戦後のことでございませ

りましようし、恩給局としても細密の調査をするのが当然でございまして、いまのお話のとおり、ただ人から言われたからとか何とかという事で、基準を無視してそのことを取り扱うという様なことは、なすべきではない。こ

う思っております。○村山(喜)委員 だから、そこに基準の明確化の問題が出てくるわけだ。この

明瞭化の問題が出てくるわけだ。この書の中にもございまして、恩給法の対象外にある者を戦争犠牲のゆえに

恩給法の対象外に取り入れることは、一般戦争犠牲者との関係もあり、適当でない、こ

ういう答申がなされたにもかかわらず、恩給法の対象外にある者を政府みずからも破

ら取り入れておる。これは基準を政府みずからも破

つておる。そして人事交流がどうのこうのと

おっしゃいます。政府が満鉄總裁が人事権を持

つて、政府が関与すべき、満洲国の皇帝が関与すべき問題ではない。そ

ういふ様な点から考へても、これは今度ここに三つの機関が設定をされ、指定をされる

という形で次のものが出てきた場合には、同じように取り上げないわけにはいかぬ。これが政治の公平の原則だ。そ

ういふことを考へてまいりました。場合には、当然検討を願

つておきたいと思つております。そこで、この問題についてはこの程

度で終えて、次は、いま申し上げましたように、何らかの形で理論的な、基

本的な原則的なものをつくられるだろうと思つておりますが、その場合に、一般引き揚げ者との処遇の問題

は、一体どういふふうにお考へになつておるのかということでありませ

う。これは今回総理府設置法の中にも、御承知のように、外地引き揚げ者のための

在外資産の調査その他の審査をするために審議を置くことになつてお

つて、それらの問題とあわせて考へていかなければならないと思つ

ております。この際、この恩給法の問題と関連をして、一般引き揚げ者の処遇の問題

について、どうお考へになつておるのかをお答へ願つておきたいと思

つております。○野田(武)政府委員 恩給制度と、今回の在外資産に

関する御審議を願つております。御審議を願つてお

つておきたいと思つております。願つてお

つておきたいと思つております。願つてお

ばならないのは、やはりこれも戦争犠牲者の問題だと思ひますが、外地から引き揚げてまいりました教員、公務員、これが職につけなかつた。七年以上十七年未満のやうな職員、これは二十年のペースで二十五年ごろ一時原給をもらつていますね。そつちが二十二年といふのはペースがなかつた。追放者の人たちと同じやうな立場にあつた。たしか五十円から六百五十円の俸給表が適用されているところの計算基礎に基づいて、これらの処理が——敗戦といふ事実もありました、いろいろなめんどうな書類審査等もあつて、事実渡されたのは二十五年ごろです。だから、焼け石に水のような一時恩給をもらつた、こつちがやうな人たちのつり合ひはどうかお考えになりますか。これらの人が、特高なるがゆゑに就職はできなかった、戦争に負けがゆゑに外地から引き揚げてきた、就職はできない、これは一体どこに違いがありますか。本人は就職の意思があつても、受け入れる職場がなければ就職はできない。同じやうなことじゃないのですか。なぜ特高だけ特別待遇をしなればならないのか。なぜ一般の引き揚げ教員、公務員は、無視されなければならぬのか。これは、今度引き揚げ者のためのやうなやうな審議会をつくつて、その中で均衡をとるといふことをお考えになつていらつしやるのですか。その点をお答え願ひたい。

○増子政府委員 御指摘のいゝわゆる一般の引き揚げ者である公務員につきましても、引き揚げてまいりましたとき、帰国したときをもつて一応退職といふことになつておられますので、地域によりまして、人によりましてその扱ひで退職とされたといふことは、いろいろあるわけでございます。その間におきまして、御指摘のやうにペースの低いときにやめた者、これは当然そつちが、実は一般的に言ひまして、恩給制度の場合におきましては、年金等につきましても、今日退職後におきましては、不十分ではあります、いゝわゆるペースアップの措置をいたしておられますけれども、一時恩給につきましても、原則として退職当時のペースによつて計算されたものが支給されて、それで実は終つておられるわけでございます。そつちが、いろいろな意味におきまして、恩給法の全体の体系としましては、過去における一時金の不足分をあとで補正する、あるいは追加をするという措置は考えられない、今日までやつてきていないわけでございます。ただ、今問題になつておられます追放者の場合におきましては、その後解除になつて就職いたしました者につきましても、もちろん公務員期間として前後通算されるということでございますけれども、そつちが、いつた就職の機会がなかつた者につきましても、一時金だけでございませうけれども、先ほど申し上げましたやうに、解除時のペースにはよらずに退職時のペースでもつて一切を処理したといふ点につきましても、いろいろと特殊な事情が考えられるわけでございます。すなわち、この特高関係の追放者は、御承知のやうに、有無を言わさず一斉の罷免でございますが、それにつきましても、いゝわゆる公職審査といふやうな一般の公職追放者の場合と違ひまして、そつちが、あつた審査手続と

いゝものもなく、一切問答無用で処理されたといふやうな経過もございませう。したがつて、こゝのいゝわゆる犠牲者につきましても、社会的にもいろいろ問題が出てまいつておつたわけでございます。おそらく追放解除になつておりまして、恩給公務員期間として通算してほしいといふやうな要望も出ておつたのでございませうが、それらの点は、他との均衡も考慮いたしまして、私どもとしましては、そつちが取り上げるといふことは考えなかつたのでございませう。なお、恩給年限未満のものにつきましても、その未満の年数はいろいろあるわけでございますけれども、この点は、軍人恩給の一時恩給といひますか、一時金の場合と同様な均衡を一応とりまして、七年以上在職者といふやうに線を引かしまして、その未満のものにつきましても、今回の措置としては対象外とするやうな措置をいたしまして、一応これらのものに対する措置としては必要妥協なものではないかといふやうに考えたわけでございます。

○村山(喜)委員 これについても臨時恩給等調査会報告書の中に意見が出ています。「また、退職一時金は、その本来の性格から考へるならば、退職時の条件に応じて支給されるべきであつて、退職後の条件をこれに影響させるべき筋合ではないが、特高一斉罷免の特殊事情を考慮し、さらに検討の余地がある。」といふことで、インタローゲン・マークで残してある。検討した結果、これは救済すべきであるといふ結論に達せられたわけだろつと思つておられます。そつちが、法律案として出たてに、あなただ方は、

同じやうなそつちが、いゝわゆる引き揚げ者の問題等も考慮しながら均衡の原則といふものをお考えにならなければ、この問題についてはそつちが、いゝわゆる結論を出し得ないはずだ。ただその一つだけをとらえて、その特高団体のどういふ人から圧力があつたのか知りませぬけれども、そつちが、いゝわゆる強いといふやうなことでこの問題が出てくる。片一方のほうでは、そつちが、いゝわゆる声が弱い。同じやうな境遇に立たされた、昭和二十年のころの五十円から六百五十円のやうな賃金体系で、退職金を、一時恩給をもらつて泣く泣く就職もできない状態になつた人たちもおられる。しかも、そつちが、いゝわゆる昭和二十五年ごろスズメの涙ほどの一時恩給をもらつておられる。こつちが、いゝわゆる現に存在するわけです。それと、もう一つの事例としては、御承知のやうに、第三次吉田内閣の手によつて首切り行政整理が行なわれた。二十三万三千二百名の計画上の行政整理、実際の退職者は十六万五千五百十二名が国家公務員といたしまして首を切られた。そつちが、いゝわゆるものは、政令に基づいて、占領軍の、総司令部の覚え書きによつて五十一億円の範囲でやるといふことが閣議で決定されて、一人平均三万円程度の退職金しかもらつてなかつたわけだ。そつちが、いゝわゆる首を切られた人たちが一体どうなつたのかといふことで、その後の実情を調査してみたら、国鉄あたりにも勤めておつた場合には、先任権順位といふものがあつて、先任権順位に基づいて若い人たちが首を切られた。ところが、この国家行政組織法によりまして首切りといふものは、行政機関職

員定員法による首切りは、一体どういふやうな結果が出てきたかといへば、その結果は、皆さん方も御承知のやうに、どうしても業務運営をやつていくことができないやうな形になつていく。そこで、その後においてだんだんにそれらの是正措置を講じながら、これらの人たちが臨時職員という形で救済をされて、そつちが、いゝわゆる昭和三十三年ごろに定数化されていく。こつちが、いゝわゆる経過をたどつていつたわけですね。これも日本経済の復興の犠牲者で、そつちが、いゝわゆる人たちは、一体これは共済組合の対象、恩給法上の対象といふことからいふた場合には、身分的にはどうかといふやうになります。現在、非常勤職員の問題が、非常に問題として大蔵委員会あたりにおいても取り上げられていふやうであります。非常勤労働者として取り扱ひをされたい人の場合には、これは共済組合の対象になつていふやうであります。しかしながら、同じやうな仕事をしながら、非常勤の非常勤職員としての身分に落とされた人たちは、これは何らの恩恵も与えられないで、定員に繰り入れられたときに初めてこの救済がされる、こつちが、いゝわゆる形になつていふ。そつちが、いゝわゆるやうな場合とのつり合ひは、一体どういふやうにお考えになつていふか。特にここに大蔵省の給与課長も見えていふやうでありますので、これらはいゝわゆる非常勤労働者の問題、それから常勤的非常勤職員の問題、これらが、恩給法上あるいは共済組合法上どのやうな不遇な地位を占めていふから、どういふやうにするのだといふ基本的な構想といふものをお聞かせ願ひなれば、これらの特高の職員とのつり合ひ

というものが出てこない。これらについて、どういふふうにお考えになつてゐるか、お答えを願ひたいと思ひます。

○平井(逋)政府委員 定員法の関係で、昭和二十四、五年ごろから以降、本来の定員内職員であつたものが非常勤職員になり、この後の累次の定員法の改正等によつて現在では定員内職員になつてゐる、こういう職員の問題につきましては、大蔵委員会における共済組合関係の審議を見ましても、いろいろ論議されたところがございます。これにつきましては一番典型的な例としては、農林省の出先機関でございますが、農林省の出先機関でございますか、あるいは農地事務所、あるいは調査統計事務所系統の職員の事例が、例として論議されたわけでございます。御承知のように、現在の共済組合法の考え方というものは、長期給付に関する限りは、ある程度の継続の雇用を前提として考へるのが妥当であるという基本的な立場に立っておりまして、少なくとも通常の定員内職員と同様の勤務状態で勤務して一年以上になり、さらにこれが継続的に続けられるという前提の場合に共済組合員として取り扱ふ、こういうたてまえになつてゐるわけでございます。したがつて、勤務の実態がそのような態勢になつていかなかったという場合には、取り扱ふことができないかということになる、共済組合の本来の制度としては、かなりむづかしい問題があるわけでございます。ただ、従来から論議されておられます論点は、形式上は非常勤とい

う形になつてゐるけれども、実態において非常勤職員と勤務記録カードの整理上、どういふ非常勤職員としての処理をされておつた、こういうたてまえが非常に多いという御主張がございました。したがつて、そういうケースがかりにありとすれば、実態において非常勤職員であるにもかかわらず、非常勤として処遇されてゐるという特殊な問題でございますので、そういう点については、農林省と申すか、あるいは八月と申すか、おやりになる、その結果に基づいておられるのほらにも御相談をいたしたく、ということになつておりました、私どもとしては、大蔵大臣も答弁いたしました。出すように検討をいたしたいと思つておられるわけでありませう。

○村山(喜)委員 これらの人たちが、昭和二十四年の六月一日付で発効いたしました定員法に基づいて首を切られ、そしてその後人事院の規則の制定によりまして、パートタイムの職員として雇用され、任用形式が日々雇用という形から今度フリータイムの職員として、そしていろいろな過程を経ながら非常勤勤務という形で雇用をされる。それが初め公共事業費支弁の職場だけが該当者であつたものが、その後さらに各省においてもこのような職員が増加いたしました。その結果、昭和二十八年の八月一日以降においては、旧制の国家公務員の共済組合法の適用対象として救済をされた人もあるし、あるいは非常勤勤務者だけが、大蔵省の通達によりまして、二十九年の四月一日以降

は、共済組合の対象にされる、こういうふうな形で、その間には断続があるわけですね。その首を切られてから日々雇用される形をとつてゐる間は、共済組合の対象になつていない。ましてや恩給法の対象にはなつていないわけですね。その人たちが、今度、三十三年度に定員外職員の定員化が行なわれ、それによつて初めて定数内に繰り入れられて、公務員としての資格をとつた、こういう形が、戦後の混乱期の中においても生じてきてゐるわけですね。とするならば、これらの人たちの問題は、やはり一定の時点をもとにいたしまして、今度さかのぼつて適用するという追放者の待遇問題が出てゐるわけですから、こういうふうなゆるる国家経済政策の犠牲、日本経済の今日の繁栄を取り戻すためにとられた占領軍の政策の是正、そういう点から考へていふ場合には、これらの犠牲をこうむつた人たちの処遇をどうするかという問題も、あわせて考へなければならぬ。私は、そこまで思ひをいたしながら、この問題については踏み切られたものだらうと思つておりますが、その点はどうなんですか。そういうようなことは全然考へないで、この追放者の問題だけをひとつ誠心誠意解決をしてやろうというところでお考えになつたのですか。総務長官、いかがですか。

○平井(逋)政府委員 ちょっと総務長官にお答えいたします前に、私から技術的な点を補足させていただきます。先生ただいま御指摘の問題は、率直に申しまして、現在までのところ、完全な実態把握ができておりません。したがつて、先ほども申し上げましたように、農林省当局におかれて実態調査をいま鋭意進められておるわけでございます。その意味において、イメージとしてはどういふものもありません。まして、特高警察の問題等の御論議でございますが、その御決定とこの問題とは、少なくともイメージの面においては若干のズレがあることは、やむを得ないところでございます。

○村山(喜)委員 給与課長が総務長官にかかつて答弁したところでございませうが、問題はいま農林省云々ということとを言われるのだが、それは行政管理局の九月に出された資料の中に出ておるわけですが、被害調査職員五百九十四名、農産物検査員四百五十一名、これは専門職員として農林省の中に入つておつた職員、この常勤的非常勤職員という問題は、農林省だけじゃないのです。ましてや私がもう一つの問題として提起しておるのは、常勤勤務者の人たちも含めての問題です。だから、これらの処置の問題は、さかのぼつて一時金をまたやりましようという非常な優遇措置が、片っ方においてとはとられるわけでしょう。片っ方においては切り捨てごめん、今日までそういうふうなものは政策の犠牲者として放置されて、しかもやらしておつた仕事は何かと、同一労働、同一給与の公務員法上の原則からはずれて、非常に不安定な身分のまま放置してきた事実があるわけですね。そういうふうな問題とあわせて考へながら政策を進めていくというのが、行政の筋ではないかと思つし、片っ方を上げる場

合には、片っ方の場合も考へていくというのが、全体を通する行政のあり方として、理念的に当然正しい姿じゃないかと私は思ふのです。それを考へなつた上でお出しになつたのかということ、長官にお尋ねをしてゐるわけですね。その点は、長官いかがですか。

○野田(武)政府委員 追放者の問題と申すのは、お話を承つておられます、まことに御承知でございます。これはいま大蔵省からいろいろ御説明いたしましたとおり、調査に着手する。またいまお示しのほかにも、そういう事例がございませう。しかし、ただここで御了解を求めたいのは、追放者は、御承知のとおり、特に特高関係の者は、切り捨てごめんでも追放、この人たちはその追放中、いかなる理由によりまして一切の公職にはつけない。第二は、恩給の請求権を持たなかつた。これはちょっと普通の戦争犠牲者の中のケースといつたしましては、一切の人権を剥奪されたといつてもいいくらいに、非常に特殊な扱いを受けたんじゃないかと私は思つております。したがつて、もちろんお示しのいろいろの場合を想定いたしますと、決してそういうことは今後考へません。考へないということ、断言できないいろいろの、まだ今後調査し、検討すべき事案が残されておると私も思ひます。思ひますけれども、今回御審議を願つております追放者といふものは、いま申します公職への就職は、法律上一切禁止されておる。他の方は必ずしもそうではない。また、恩給の請求権を持つてゐる方

は、当然請求の権利を行使できる。しかし、この特殊の追放者は、請求権を持ちながらこれは剣をされたんだ、こういうことでございまして、私は、事態の客観的な情勢というものは、おのおのおの毒なことございまして、一々それらの方につきましての政府の考え方も今後十分調査し、検討する必要があると思いますが、公職の追放を受けたこれらの、特に特高関係は、先ほど恩給局長も申しましたとおり、何らの審議機関も経ずして、問答無用でやられた、一切の公的権利を剝奪されたというふうなことございまして、これらにつきまして、やはり何らかの措置をするのが妥当ではないか、こういう考え方のもとに今回の法案を出しまして、御審議を願っておるところでありまして、その他の問題につきましては、先ほど申しましたとおり、今後調査し、検討して、やはりこれらの適当な対策ができませんれば、当然これは措置しなければならぬ。しかし、これはやはり十分検討せねばならない、こう考えております。

○村山(喜)委員 それらに匹敵するよりな問題を私は出したわけですが、それは今後考えるということですが、そこで私は、追放者の人たちの特別待遇をおやりになる場合には、かつて特高の犠牲によって倒れた人たちが、治安維持法によりましてやられたのが、われわれのクラスであります。その人たち、あるいは陸軍刑法、海軍刑法等によりまして、もうその法律はないわけですが、そういうものによって罪に落とされた人たちがおる。しかも、それは破廉恥罪を犯したわけではなく、思想的な者、あるいは考え方の違

ら者、そういうような者に対して、特高の諸君は一般の罪なき国民を弾圧した。その結果追放されて、そして今日においては優遇をされようとしておる。やはりやられたほうも同じように優遇をしなければ、これはつり合いがとれないわけですか。とするならば、第四十回国会におきまして、旧治安維持法によって処罰を受けた者が、旧法による場合は二年、そして三カ年間をこえない者については、昭和三十一年十月から権利資格の復活が行なわれまされた。しかしながら、これによってすべのものが救済されることにはならぬ。あなた方は、そのやつつたほうの側に立つ人たちのクラスが多いわけでありまして、そういうふうな人たちが今度優遇するとした場合に、被害を受けた、過去においてやられた人たちが、これらの問題にも同じように思いをいたすべきではないか、これがやはり均衡の原則ではないか、これは思っております、その問題については検討をされませんか。

○増子政府委員 率直に申し上げますと、特高関係の者は、罪なき者を非常に弾圧した、それを救済するならば、その弾圧の対象になつた者もまた救済すべきではないかというふうな論理は、私も実は持たなかつたのでございまして、しかし、一般的に、こうした本人の意思によらない措置の場合に何らかの対策を考へるべきことは、これは当然考へるべきではあるかと存じます。ただし、ただいまのいわゆる治安維持法等によりまして、思想犯として刑に処せられた者の処遇につきましては、いま先生も御指摘になりました昭和三十一年の法律第百十四号により

まして、恩給の復権措置が一部許せられたわけですが、それが、それは言うまでもなく、いわゆる軽量の刑に処せられた者、重刑の者は除外されたといふ経過があるわけでございます。この場合に、いわゆる破廉恥罪とか、あるいはその他思想犯、破治罪といったものを犯罪として区別することが、はたして具体的に妥当に実行できるかどうか、私どもとしては、実はこの問題は、一応以前処理した問題でございまして、けれども、現在におきましてもいろいろ考へてみましたところでは、なかなかむずかしい問題ではないだろうか。結局一般的に恩給の復権という問題は、これはいろいろ比較考量的の問題があると思ひますけれども、いわゆる軽刑の者につきましては、これは犯罪の種類を問はず、一応復権の措置をする。そして重刑の者につきましては、犯罪の種類別によりまして取り扱いは異なるというところは、これは実際は実際の取り扱ひとして、これは非常にむずかしい問題ではなからうかというふうにかかしていただいております。したがうかしまして、いま新たに問題として提起されました治安維持法等によりまして刑に処せられた者のうち、前の改正法によりまして措置された以外の者、これについてさらに重ねて復権措置をするかということにつきましても、私どもも考へては、現在として非常に困難ではないかというように考へるわけでございます。

○村山(喜)委員 特高の人たちが、これは個人審査が行なわれないうちに追放された。ところが、そういうふうな人たちは、過去において、中には違人もおりますが、大部分は社会主義

者あたりを治安維持法で弾圧した人たちであります。これは日本の民主主義を育てる上において非常に障害になつて存在として、占領軍の政策でやられたわけですか。この過去において誤つた国家政策のもとにおいてとられた治安維持法等で処罰をされたわれわれの同志の人たちが、おるわけですか。いま、この特高の人たちはかわいそうだが、何らかの措置を講じてやるべきだという気持ちはわかります。しかし、それは、それらの人たちの代表が国会議員に当選し、そうしてそういうふうな人たちの意見が、このような法律案を出すにあたりましては出てきておる。と同時に、治安維持法でやられたわれわれの仲間の人たちも、国会議員に当選してきておる。そうして軽量の人たちについては、過渡的な存在としてこの前救済をされました。しかしながら、こういうふうな弾圧を加えた人たちが、弾圧を加えられた人たちも、同じような立場において今後問題を考へていくという、少なくとも今日の新しい憲法下における考え方からいへば、おかしいではないですか。だから、治安維持法という法律によって処罰を受けた者、これは一体どうしてくれるのだ。現に著名な学者あたりで、旧法の二年以上の刑に処せられたために、恩給ももらえない人がおる。その人は、じゃやういうふうな国家に対して反逆を企て、あるいは今日の時代においてその人の学問の価値というものは誤りであったのかといへば、その逆なんです。その人が恩給法で救済をされずに、弾圧を加えたほうには、一時恩給金を一べんやつたのをもう一回増額をしてやろうという親

心があつたならば、片一方のほうもそういうふうな親心を出されるべきじゃないですか。そういうふうな問題を比較検討しながら原案を出しになるのが、行政府としてのあり方じゃないかと思ふのですが、これは恩給局長の問題じゃなくて、総務長官の問題だらうと思ふのです。総務長官、御答弁願います。

○野田(武)政府委員 いま旧治安維持法云々、また軍刑でどうだというお話してありますが、追放者の問題といふ問題と、私は本質的に違ふのだと思ひます。追放者の問題は、これは占領治下、占領者の命令を受けてやつたものであります。これについては、これがいいとか悪いとかいふことは、いま批判しようとは思ひません。また、いまお話しした点は、これは国家の法律に基づいて犯罪と認められてやういふことになつた。そこで、弾圧したほうだけやつて、弾圧されたほうはどうか、これは当時の事情はよくわかつておりました。それは否定いたしません。しかし、事を取り扱う場合には、少し性質が違ふのじゃないか。なぜかと申しますと、三十一年の法律百十四号によりまして恩給の復権措置を講じたのは、これはひとりで治安維持法でやられていたとか、軍刑でやられたといふのではなくて、旧来の、つまり処罰された方々の軽量の人はみな復権する、こういうことになっております。また、重量のほうは、治安維持法でやられるとか軍刑とかいふことではなくて、一般の犯罪として復権を認めない、こういうたてまえでございまして、そこで、それから先のことには、ちやうど村山さんがおっしゃるとおり、この

程度の刑量はここまで延ばしてきたが、あとだめかどうかということになりまして、私自身も、多少その点について考える余地があるのではないかとお思います。だから、ひとりただ治安維持法でどうだとか、軍刑でどうだということ、この恩給のいわゆる三十年七年に改正しました内容は、少し違うのではないかとお思います。これは、重畳の人は、すべての方々が恩給の復活ができないということですが、いま申しましたように、これはこれでけっこうだ、あたりまえだというふうな割り切った考えは、私自身は持っておりません。したがって、一度問題になったのは三十七年、一昨年でございますが、これまで大体解量の方は復権していいということでございますから、やはりいろいろの機会に、こういうのは検討の対象になるのではないかと、こう考えております。

○村山(喜)委員 きょう即答をしていただくわけにはいかぬだろうと思うのですが、共済組合の場合は、懲戒処分を受けましても、入割はもらえないわけですか。恩給は一〇〇かゼロかです。そういうような性格的なものがあるとするならば、ここで特高の分だけについては優遇措置を講じようとするならば、当然そういうような過去の暗い時代において犠牲を受けた人たちが、現表におられるわけですから、権利を剝奪されておる、そういうような問題点を考え、追放者に対する特別措置を考えるとすれば、それと同じように、対比的な問題として考えてもらわなければ困る。私は、そのことだけははっきり申し上げておきたいと思っております。

その次の問題は、時間もあまりありませんので、しぼってまいります。琉球政府の問題です。今回、琉球政府の優遇措置がとられようとしておる。このことは、沖縄はわが日本の同胞であり、そしてまた、恩給と国籍が適用されているということにおいて、日本国民であるということがアメリカにおいても認められたわけですから、そのような意味においても私は当然だと思っております。しかしながら、ここで総務長官にお尋ねをしておきたいのは、沖縄がアメリカによって占領されて今日に至るまで、この沖縄の公務員についての社会保障制度については、何らの措置が講ぜられていない。沖縄の琉球政府に雇用される職員等は、そういうような年金制度もなければ、恩給制度もない、このままの形で放置されておる。それを日本の政府がカバーしてやる。日本に統治権が移っておるならば、これは日本の政府が当然の行為として、大手を振ってやってやらなければならぬ行為である。しかし、アメリカが占領しておるがゆえに、今日、日本の恩給法の対象者に対しては、このような措置が講ぜられるけれども、恩給法の対象外の公務員については何らの措置が講ぜられていないという、不均衡の原則がとられているわけですか。その問題について、野田長官はどういうような交渉を今日まで重ねておいてになったのですか。きょうの朝日新聞によりますと、「沖縄自治に無関心」というのが、アメリカの下院の秘密会の議事録公表として出されておる。戦略的な重要さだけは強調されて、そして沖縄の自治に対しては無

関心である、これがアメリカの実態であるということが、朝日新聞によって報道をされておる。ということは、今日まで恩給局なりあるいは総理府が、沖縄のこれらの問題について、ほとんど及ぼすべき影響を与えていないということが言えるわけですか。とするならば、沖縄の問題をここにお出しなさい、そのことはけっこうでありますけれども、この関連をして、沖縄の琉球政府の公務員の社会保障制度の問題、これについてアメリカとの間にどのような交渉をされ、どういふ長期的の見通しだけをお伺いしたいわけでありまして。この問題につきましては、アメリカの復興五カ年計画がくずれましたというふうな問題等もございまして、その長期計画の中においてこれらの問題も当然当初の計画としてはあげられていたと思うのですが、アメリカのドル防衛政策という問題から発展をいたしました、これが今日放置をされているというふうにも聞いておるのであります。その実情はどういふふうになっておるのか、この際琉球政府の問題についてお答えを願いたい。

○野田(武)政府委員 琉球政府の公務員に対する退職年金制度であります。今日なおこの制度が確立してないというところは、私は、村山委員と同様にきわめて遺憾に思っております。日本政府といたしましては、これらの問題につきましては重大な関心を持っておりまして、公式、非公式に、しばしば機会あるごとに、ひとり公務員に対する退職年金の制度だけではなくして、ほかはまだ日本本土と比べて充足しておりませんところの社

会政策的な保障制度その他につきましても、アメリカ側に向かつて要望いたしております。特に、私が先般沖縄に参りましたときも、またさきにキャラウエー高等弁務官が日本を訪問いたしましたときも、その点について具体的に触れております。そこで、今日の状況におきましては、高等弁務官からしましても、退職年金制度の確立が必要だということで、これは琉球政府に要望いたしております。また同時に、琉球政府におきましても、どうしてもこれは確立しなければならぬということで、目下検討いたしておることは間違いないと思っております。これら点を見ますと、当然近く具体案が出てくると思っておりますが、日本政府といたしましては、これがただ向こうのアメリカまたは琉球政府がどういふ案をつくるかということ、これは自治を尊重するわけでございますから、了解いたしますが、少なくともなるべくすみやかにこの制度ができておるうちに、機会あるごとに今後もひとつ要望いたしたいと思っております。ちょうどこの際、私は、この公務員の退職年金制度と同様に、私沖繩を見ました場合にも、二、三の保障制度はできておりますが、やはり公務員だけではなくて、一般住民にも関連のある健康保障のごときも、いまなお確立されないことを遺憾に思っております。ことさらこの点は具体的に要望いたしました。これに対する高等弁務官の非公式の回答でございますが、必ずこれを制度化するんだというお答えも得ております。私は、村山委員と同じように、今日までこの制度ができていないことを非常に遺憾に思っておりますと同時に、これらにつきましては、

今後ともできるだけ機会をとらえて、アメリカに対しまして、こういう問題のすみやかな確立を要望いたしたい、こう考えております。

○村山(喜)委員 総理府が沖縄の問題については交渉の窓口になっておるわけですが、どんなに考えてみましても、日本のようなアメリカと比べたら貧弱な国家財政しか持たない国が本来ならば、この琉球政府にとめてある期間の四・五割分、これは沖縄を現実には統治しているアメリカ側が財源を負担してやらなければならぬのが当然です。それを日本の政府がやってやらなければならぬような、そういう現実から考えてまいりますと、一体アメリカという国は、なるほど世間的には民主主義の国であるということも言いますが、こういうふうないわゆる恩給なりあるいは社会保障制度という問題については、日本の政府よりもきわめて熱意がない。そうして、これらの公務員に対するところの老後保障という問題も考えていない。これはアメリカの恥だと私は思う。そういうふうな点を総務長官は強く力説をして、この日本の恩給法の適用を受ける人たちは、このような優遇措置を構じてやってけっこうであります。本表に取り残された人たちが、日本の本土と同じように待遇がされるような、そういうものをつくっていただきたいというところ、この点については要望申し上げておきたいと思っております。それから最後に、恩給ベースの改定の問題であります。これは先般永山委員からも御質問がございました。いろいろ貴重な意見が出されておりますので、私は、時間の関係もありませんか

ら、詳しく申し上げる何もございませ
んが、今日恩給法上の一万五千円ペー
ス、それから二万円ベース、それに二
万四千円ベース—二万円ベースにい
たしても、二万四千円ベースにし
ても、これは不完全ベースでありま
す。こういうような形で恩給受給者に
対しましては処理されていく。ところが
が、三十六年から今日まで、池田内閣
の高度経済成長政策がとられている。
その結果は、なるほど国民所得全体は
上がりました。しかしながら、同時に
に、物価がものすごく上昇をして、生
活扶助の適用を受けなければならぬ
恩給受給者が八千名、一万円以下の恩
給受給者は、全体の八割を占めるとい
う今日の状況である。もう五、六年前
にやめた人は、今日の物価高の中で
生活ができない。総体的に困難化しつ
つある現象は、これはだれも否定でき
ない。そういたしましたすと、一体これ
の人たちに対して最後の保障をする、
こういうたてまえでござりました恩給
というものが、その役割りを果たして
いない面が出てまいります。これらの
間において、公務員のベース改定は次
から次に進められて、今日におい
ては三万二千五百円程度ではなからう
かと言われている。そうするならば、
不完全ベースという形ではありますけ
れども、二万四千円ベースという軍隊
の公務員補助料、増加恩給等の措置がと
られておりますが、しかしながら、普
通恩給なり、普通扶助料というものは、
これは二万円ベースで押えられて
おる。こういうことになってまいりま
すと、非常に問題が出てまいります。
もちろん、国家財政全体の中における
つり合いの問題も考えなければならぬ

いであらうということもわかりませ
ん。また、共済組合が過去三カ年間の平均
ベースに基づいて支給をしておる退職
年金の問題のあることもわかります。
そして共済組合に入っておる人たちは、
過去の恩給国庫納付金の二割に對
して、四、四割を支払っておることわ
かります。しかしながら、いずれにして
もこの不均衡の是正という問題は、
当然考えられなければならない段階に
もつて来ているのではないかと、この
ことは与野党を問わず一致する点
ではなからうかと思ふ。この点につ
いて、一体ベース改定を行なう場合の基
本的な方向というものは、たとえば物
価にスライドして上げていくとか、あ
るいは公務員の給与単価が引き上げら
れた場合に、それにあわせて恩給額の
改定を行なうとか、いろいろな方向も
ありましよう。あるいは社会保障政策
的な上で、上のほうを押えて下のほう
を上げるという方法もとられるのであ
りましよう。そういうようなものを総合
的に検討をして、今後どういふふう
に措置していくかという考え方は、これは
当然今日提案をされました戦傷病者戦
没者遺族等の援護法等の一部改正との
均衡の問題も、同時に考えられなければ
ならないと思ふのであります。これ
らの問題は、単に審議室を設けるとい
う先ほどのお話のようなお茶を濁すよ
うな線ではなくして、私が申しました
ように、基本的な恩給のあり方、そして
また公務員共済制度との関連の問題、
あるいは社会保障制度との関連、これ
らとあわせながら検討をしていくべき
大問題になっておると思ふのでありま
すが、それらのベース改定の問題に對
するところの基本的な考え方というも

のを、どういふふうにお持ちになつて
おるのか、この際、長官からお答えを
願つておきたいと思ふのであります。
○野田(武)政府委員 恩給のベー
スアップは、いま村山委員から強い御要
望とともに、いろいろの御注意をいた
だきまして、むしろ感謝します。私も
全く同じ意見でございまして、現在の
恩給ベースというものが、今日の経済
情勢からいたしまして、また諸般の事
情からいたしまして、これを増額しな
ければならぬという段階にきておると
いうことを率直に認めております。三
十九年度におきましても、総理府とい
う意思を述べたのでございまして
が、御承知のとおり、この七月が若年
停止が解けるとか、またその他今度の
恩給改正に盛り込んでおります内容等
につきましても、新たな恩給の制度が
加わつてまいりました。そういうこと
で、三十九年度でベースアップができ
なかつたことを非常に遺憾に思つてお
ります。ただ、先ほど、恩給局に審議
室をつくつてお茶を濁すということば
がございまして、これは率直に、私
からそのことは返さしてまいらした
い。私は、この段階といたしまして、
この審議室の目的に入れておりますの
は、これをどうして運用するかと申し
ますと、まず第一に、恩給の増額改定
ということでありまして、ただ、この改
定の内容がどういふものかということ
につきましましては、いまちやうど村山さ
んの御注意のとおり、共済年金の関連
もございまして、また社会政策的の制
度の調整の問題もございまして、また一
般財源との関係もございまして、これ
だけやります、これを今度審議室にお

いて審議しますということは、まだ私
どもといたしましては、はつきり申し
上げる段階でない、また差し控えねば
ならぬかと思つておりますが、しか
し、いまいろいろの御注意を、私、深
く感銘いたしております。やはりそう
いふ諸般のことを考慮いたしまして、
どうしても今日の恩給の額というものは、
今日の日本の経済状態から考え、
社会政策から考えて、このままに放置
することはできない。実は私も、
この問題は必ず増額に向かつて、今後
の恩給局の審議室を活用して検討する
というだけの決意を持って、いろいろ
ことをお答えいたしましたして、御了解を
得たいと思つております。
○村山(書)委員 この問題につきま
しては、いずれまた国会において、附帯
決議その他行なわれることにならうと
思ひますので、私は、本日はこれで質
問を終わりたいと思ひます。
○徳安委員長 本日はこの程度にとど
め、次会は、明後十一日午前十時理事
会、十時半委員会を閉会することと
し、これにて散会いたします。
午後一時三十三分散会

昭和三十九年六月十三日印刷

昭和三十九年六月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局